別記様式（第４条関係）

　（その２）

　　（目的）

　第１条　当共同企業体は、下関市発注による　　　　　　　　工事を共同連帯して施工することを目的とする。

　　（名称）

　第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

　　（事務所の所在地）

　第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　に置く。

　　（成立の時期及び解散の時期）

　第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は、第１条に規定する建設工事の請負契約履行後　　月を経過するまでとし、その間は解散することができない。

　２　　　　　　　　　工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　　（構成員の住所及び名称）

　第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　所在地

　　　　　商号又は名称

　　　　所在地

　　　　　商号又は名称

　　（代表者の名称）

　第６条　当企業体は、（商号又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　　（代表者の権限）

　第７条　当企業体の代表者は、第１条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　　（分担工事額）

　第８条　当企業体の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　(１)　工事の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

　　(２)　分担工事

　　　　　　　　　　　　　　　　　工事　（商号又は名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　工事　（商号又は名称）

　２　前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

　　（運営委員会）

　第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第１条に規定する工事の完成にあたるものとする。

　　（構成員の責任）

　第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、第１条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　　（取引金融機関）

　第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　　（構成員の必要経費の分配）

　第12条　構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

　　（共通費用の分担）

　第13条　本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により、毎月１回運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

　　（構成員の相互間の責任の分担）

　第14条　構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

　２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

　３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

　４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

　　（権利義務の譲渡の制限）

　第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　　（工事途中における構成員の脱退）

　第16条　構成員は、当企業体が第１条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

　　（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

　第17条　構成員のうち、いずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

　２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

　　（解散後の契約不適合責任）

　第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき、契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　　（協定書に定めのない事項）

　第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　ほか　　　　　　　　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名して各自１通を保持し、１通を下関市に提出するものとする。

　　　　　　　　年　　月　　日

商号又は名称

商号又は名称